

## 福岡市認知症高齢者捜してメール事業利用規約

(はじめに)

### 第1条

福岡市認知症高齢者捜してメール事業（以下「事業」という。）の利用にあたり、以下の利用条件・注意事項をご承認いただいたうえ、利用いただきます。

(メール配信対象者の登録)

### 第2条

メール配信対象者の登録は、各区役所および福岡市地域包括支援センターへの申請書（様式A）の提出が必要です。登録に要する費用は無料です。

### 第3条

ご希望の方は、検索依頼メールに実名および写真を掲載することが可能です。申請書書面で同意いただくとともにメール配信前に口頭でも掲載の意思確認をさせていただきます。

(協力事業者・協力サポーターの登録)

### 第4条

メールアドレスの登録は、協力事業者および協力サポーター（以下、「協力事業者等」という）各自の判断によるものとし、登録した場合であっても各自の意思でその登録を解除することができます。登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに登録の変更・削除を行ってください。

### 第5条

登録および情報提供は無料ですが、メールアドレスの登録及びメールの送受信に要する通信費等は、協力事業者等の負担となります。

### 第6条

本事業を利用する場合は、[sagashite@city.fukuoka.lg.jp](mailto:sagashite@city.fukuoka.lg.jp)からのメールを受信可能な設定としてください。

### 第7条

メール配信システムは、すべての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありませんので、利用する環境や機器によって、メールの送受信ができない場合があります。

### 第8条

受信したメールの事業目的以外の利用および転送等を行わないでください。

## 第9条

福岡市（以下、「市」という）は、捜索協力の依頼等に関するメールの配信について365日対応しますが、メールの配信時間は8時～20時までとします。

## 第10条

市は、協力事業者等に対して、捜索協力の依頼等に関するメールの配信のほか、認知症に関するイベント情報等、市からのお知らせについてもメールの配信を行います。

## 第11条

メールで行方不明者情報を受け取った協力事業者および協力サポーターは、業務での外勤時や通勤時、外出時等、生活の中で可能な範囲で捜索を行い、行方不明者情報に該当する方を見かけたときに、メールへ記載している警察署へご連絡ください。

- 荒天時や早朝深夜などの無理な捜索を依頼するものではありません。
- 交通状況や事故には十分にご注意ください。

### （捜索協力の依頼・解除）

## 第12条

捜索協力を依頼される方（以下、「協力依頼者」という）は、市委託事業者へ連絡する前に警察署へ行方不明者届をご提出ください。

## 第13条

捜索依頼メールへは実名、および写真の掲載が可能ですが、申請書（様式A）で登録されたご家族等の同意が必要です。発見の連絡または申請書（様式A）で登録されたご家族等から掲載取りやめの申し出があった場合は、写真の掲載を取りやめます。

## 第14条

捜索協力の解除は、協力依頼者から市委託事業者への連絡後に行います。

### （留意事項）

## 第15条

市が配信するメールの内容の正確さには万全を期していますが、後に虚報、誤報等が判明した場合には、内容を訂正するメールを配信することがあります。

## 第16条

登録されたメールアドレスを管理するメールサーバーの一時的な障害やインターネット上の障害などにより、正常に発信できない場合（不達・遅延等）があります。

## 第17条

メールが一定回数配信できない場合には、協力事業者等へ通知することなく配信を停止し、当該メールアドレスを削除させていただくことがあります。

### (免責事項)

## 第18条

市は、申請者、登録者、協力依頼者（以下「届出者等」という。）が事業を利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害などについても、責任を負いかねます。

2 市は、配信したメールの情報を用いて協力事業者等が行う全ての行為や、協力事業者等が事業に協力したことにより発生した損害、及び協力事業者等が第三者に与えた損害などについても、責任を負いかねます。

3 市は、メールの遅延等の障害について、原因の如何を問わず責任を負いかねます。

4 市は、メール配信システムの障害やメンテナンス、その他やむを得ない理由により、事前の通知をすることなく、メールの配信を中断又は停止することがあります。

5 市は、前項により発生した届出者等、協力事業者等及び第三者の損害について責任を負いかねます。

### (登録の抹消)

## 第19条

届出者等及び協力事業者等がこの規約に違反した場合、その他市が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

### (利用規約の変更)

## 第20条

この規約は、法令等の改正や個人情報保護の一層の改善のため、内容の一部又は全部を予告なしに変更する場合があります。規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

## 附則

この規約は、平成 25 年 12 月 10 日より施行します。

## 附則

この規約は、平成 25 年 12 月 18 日より施行します。

## 附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日より施行します。